

加東市地域防災計画

【風水害等対策編】

令和5年

加東市防災会議

目 次

第1編 総 則	
第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	16
第1 人口・世帯	16
第2 土地利用	17
第3 交通	17
第4 産業	19
第3節 風水害等の危険性と被害の特徴	20
第1 風水害発生状況	20
第2 風水害等の危険性	23
第3 災害想定	24
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	27
第1 災害応急対策に係る備えの充実	27
第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上	27
第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	27
第4 その他の災害予防対策の推進	27
第2章 災害応急対策に係る備えの充実	29
第1節 組織体制の整備	29
第2節 研修・訓練の実施	30
第1 研修	30
第2 防災訓練	30

第3	自主防災組織への防災訓練に関する指導	31
第4	職員行動マニュアル等の作成	31
第3節	関係機関等との応援体制の整備	32
第1	県、近隣市町等との連携強化	32
第2	防災関係機関等との連携強化	32
第3	民間企業等との連携強化	32
第4	応援・受援体制の整備	32
第5	広域避難・広域一時滞在の体制の整備	32
第4節	情報収集・伝達体制の強化	33
第1	災害時非常無線通信体制の充実強化	33
第2	フェニックス防災システムの活用	33
第3	防災気象情報提供システム等の活用	33
第4	加東市防災気象情報サイトの活用	33
第5	ICTの活用	33
第6	監視カメラの整備と活用	33
第7	市民に対する通信連絡手段の整備	33
第5節	防災拠点の整備	35
第1	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	35
第2	コミュニティ防災拠点の整備・充実	36
第3	広域防災拠点等との連携	36
第6節	火災予防対策の推進	37
第1	出火防止・初期消火体制の整備	37
第2	消防力の強化	38
第7節	防災資機材の整備	39
第1	自主防災組織等の資機材	39
第2	防災資機材	39
第8節	災害救急医療システムの整備	40
第1	災害対応病院等の整備	40
第2	医薬品等の確保	40
第3	市民に対する啓発	40
第4	災害医療体制等の整備	40
第9節	緊急輸送体制の整備	41
第1	緊急輸送路ネットワークの形成	41
第2	緊急交通路の確保	41
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	41
第10節	避難対策の充実	42
第1	避難所等の指定	42
第2	避難所管理運営体制の整備	44
第3	施設、設備の整備	44

第4	避難所運営組織の育成	44
第5	避難所開設・運営訓練	45
第6	避難所管理・運営マニュアルの普及・周知	45
第7	新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策	45
第8	避難指示等発令判断の準備	45
第9	「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上	45
第11節	備蓄体制等の整備	47
第1	基本方針	47
第2	食料	47
第3	生活必需物資	48
第4	衛生物資	49
第5	応急給水	49
第6	医薬品	50
第12節	家屋被害認定体制等の整備	51
第1	家屋被害認定体制の整備	51
第2	被災宅地危険度判定体制の整備	51
第3	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	51
第13節	廃棄物対策の充実	53
第1	実施責任	53
第2	災害廃棄物処理計画の策定	53
第3	応援体制の整備	53
第14節	要配慮者支援対策の充実	55
第1	健康・福祉・医療の連携	55
第2	要配慮者支援体制の確保	55
第3	要配慮者自らの備えの充実	56
第4	社会福祉施設等の整備	56
第5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	57
第15節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	58
第1	災害ボランティア受入計画の作成	58
第2	受入体制の整備	58
第3	災害ボランティア活動の環境整備	58
第4	県災害救援専門ボランティアの活用	59
第16節	水防対策の充実	60
第1	洪水予報等の伝達方法	60
第2	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	60
第3	浸水想定区域における避難確保措置	60
第4	避難確保計画の作成指導等	60
第5	市民への周知	60
第17節	土砂災害対策の充実	61

第 1 警戒避難体制の整備	61
第 2 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	61
第 3 土砂災害警戒区域等における避難確保措置	61
第 4 避難確保計画の作成指導等	61
第 18 節 中山間地等における風水害対策	63
第 19 節 災害対策基金の積立・運用	64
第 20 節 重要施設の防災対策	65
第 1 重要施設の登録	65
第 2 平常時の取組	65
第 3 章 市民参加による地域防災力・減災力の向上	66
第 1 節 防災に関する学習等の普及	66
第 1 市民に対する防災思想の普及	66
第 2 市民に対する防災・減災知識の普及	66
第 3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	67
第 4 防災要員等の養成	67
第 5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	68
第 6 学校等における防災教育	68
第 2 節 自主防災組織の育成強化	70
第 1 方針	70
第 2 活動	70
第 3 自主防災組織への指導、支援	71
第 3 節 自主防災体制の整備	72
第 1 地区防災計画の策定	72
第 4 節 消防団の充実強化	73
第 1 内容	73
第 5 節 企業等の地域防災活動への参画促進	74
第 1 災害時に企業等が果たす役割	74
第 2 企業等の平常時対策	74
第 3 企業等の自衛防災組織	74
第 4 章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	76
第 1 節 市街地等の防災構造の強化	76
第 1 安全・安心な都市づくりの推進	76
第 2 市街地等の防災構造化	76
第 3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	76
第 4 幅員狭小区間道路の解消等	76
第 5 その他施設の整備	76
第 2 節 水害防止施設等の整備	78
第 1 河川施設の整備	78
第 2 内水の排除対策の推進	78

第3	ため池施設の整備	78
第3節	防災基盤・施設等の整備	79
第1	防災基盤整備事業計画	79
第2	防災基盤整備事業の実施	79
第4節	地盤災害の防止施設等の整備	80
第1	砂防設備の整備	80
第2	地すべり防止施設の整備	80
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	80
第4	治山施設の整備	81
第5	土地改良施設の整備	81
第6	宅地施設の整備	81
第7	災害危険区域対策の実施	81
第8	地盤沈下の現況	82
第5節	交通関係施設の整備	83
第1	道路施設の整備	83
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	83
第6節	ライフライン関係施設の整備	84
第1	電力施設の整備等	84
第2	ガス施設の整備等	85
第3	電気通信施設の整備等	87
第4	水道施設の整備等	90
第5	下水道施設の整備等	91
第5章	その他の災害予防対策の推進	93
第1節	危険物施設等の事故の予防対策の推進	93
第1	危険物施設の災害予防対策の実施	93
第2	高圧ガスの災害予防対策の実施	94
第3	火薬類の災害予防対策の実施	94
第4	毒物・劇物の災害予防対策の実施	95
第2節	大規模事故災害予防対策の推進	97
第1	交通安全の確保	97
第2	災害応急活動体制の整備	97
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	97
第4	緊急輸送活動等への備え	98
第5	雑踏事故の予防	98
第6	防災関係機関の防災訓練の実施	99
第3節	原子力等事故災害予防対策の推進	101
第1	防護措置にかかる体制の整備	101
第2	原子力防災に関する知識の普及啓発	101
第3	要配慮者支援対策の強化	101

第4章 県外からの避難の受入れ体制の整備	101
第3編 災害応急対策計画	
第1章 基本方針	103
第1節 迅速な災害応急活動体制の確立	103
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	103
第2 円滑な災害応急活動の展開	103
第3 大規模事故等災害応急対策の実施	104
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	105
第1節 応急活動体制	105
第1 配備体制	105
第2 連絡・警戒体制	107
第3 水防対策本部及び災害対策本部	107
第4 現地災害対策本部	119
第2節 情報の収集・伝達及び報告	121
第1 情報収集・伝達手段の確保	121
第2 気象情報等の収集伝達	122
第3 被害情報の収集・調査	132
第4 被害状況報告	133
第5 施設等の被害調査	135
第6 被災者支援のための情報の収集・活用	136
第3節 防災関係機関等との連携	138
第1 自衛隊への派遣要請	138
第2 関係機関との連携	141
第4節 災害救助法の適用	144
第3章 円滑な災害応急活動の展開	146
第1節 水防活動	146
第2節 救助・救急、医療対策	147
第1 人命救出活動	147
第2 救急医療活動	147
第3 医療・助産対策	149
第3節 交通・輸送対策	151
第1 交通確保対策	151
第2 緊急輸送対策	152
第3 ヘリコプターの運航	153
第4節 避難対策	156
第1 避難指示等	156
第2 避難誘導	160
第3 警戒区域の設定	161
第4 避難所の開設	161

第5	避難所の運営	161
第6	避難所設備の整備	165
第5節	住宅の確保	167
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	170
第1	食料の供給	170
第2	応急給水	171
第3	緊急物資の供給	172
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	174
第1	健康対策	174
第2	食品衛生対策	175
第3	感染症対策	175
第4	遺体の火葬等	176
第8節	生活救援対策の実施	178
第9節	要配慮者支援対策	179
第10節	愛玩動物の収容対策	182
第11節	災害情報等の提供と相談活動	183
第1	災害広報	183
第2	災害相談	184
第3	災害放送の要請	185
第12節	廃棄物対策	187
第1	ガレキ処理	187
第2	ごみ処理	187
第3	し尿処理対策	188
第13節	環境対策	189
第14節	災害ボランティアの要請・受入れ	190
第15節	鉄道施設の応急対策	192
第16節	ライフラインの応急対策	194
第1	電力の確保	194
第2	ガスの確保	197
第3	電気通信の確保	200
第4	水道の確保	205
第5	下水道の確保	206
第17節	教育対策	208
第18節	保育対策	210
第19節	警備対策	211
第20節	旅客、帰宅困難者対策	212
第21節	農林関係対策	213
第22節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	215
第1	土砂災害	215

第2	道路	215
第3	河川	215
第4	ダム	215
第5	ため池	216
第6	森林	216
第7	農地・農業用施設	216
第8	宅地	216
第9	公園	218
第4章	大規模事故等災害応急対策計画	218
第1節	基本対策	218
第1	組織の設置	218
第2	配備、動員	220
第2節	情報の収集・伝達及び報告	222
第1	情報の収集・伝達	222
第2	(事故)災害の報告	224
第3	被害調査	226
第3節	防災関係機関等との連携	228
第1	専門家・専門機関等への協力要請	228
第2	自衛隊への派遣要請	228
第3	関係機関との連携	231
第4節	災害救助法の適用	233
第5節	救援・救護活動	235
第1	捜索、救助、消火及び避難誘導活動	235
第2	救急医療活動	235
第7節	緊急輸送活動及び代替輸送	239
第1	交通確保対策	239
第8節	こころのケア対策	241
第9節	遺体の火葬等	242
第10節	雑踏事故の応急対応	243
第11節	危険物等への対策	244
第1	危険物等への対策の特殊性	244
第2	責任者等	244
第3	防災関係機関	244
第12節	災害情報等の提供と相談活動	247
第1	災害広報	247
第2	相談活動	248
第5章	個別対策	249
第1	大規模火災・危険物事故災害応急対策	249
第2	原子力事故災害応急対策	254

第3章	高病原性鳥インフルエンザ応急対策	261
第4編	災害復旧計画	
第1章	災害復旧事業の実施	263
第1	災害復旧事業の種類	263
第2	激甚災害の指定に関する事項	263
第3	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	265
第2章	生活再建支援	267
第1	災害弔慰金等の支給等	267
第2	生活福祉資金の貸付	267
第3	被災者生活再建支援金の支給	267
第4	兵庫県災害援護金等の支給への協力	268
第5	租税の減免等	268
第6	介護保険における措置	268
第7	公共料金の特例措置	269
第8	職業のあっせん	269
第9	その他	269
第3章	災害公営住宅の建設	270
第4章	災害義援金の募集等	271
第5編	災害復興計画	
第1章	組織の設置	272
第1	復興本部の設置	272
第2	復興本部の組織・運営	272
第2章	復興計画の策定	273
第1	復興計画の策定手順	273
第2	復興計画の内容	274